

緊急通報装置を貸与します



24時間体制の緊急対応サービスとして、急病などの緊急時にボタン一つで「あんしんセンター（救急車の要請等）」へ通報する装置をお貸しします。

対象者

65歳以上で疾患等により緊急通報装置が必要な高齢者世帯

※協力員（緊急時に対象者のお宅を訪問できる方）3名が必要です。

利用料（月額）

◇市民税非課税世帯 無料

◇市民税課税世帯 1,771円

※利用料のほか通信料が別途必要。

申請方法

高齢介護課へ申請書を提出してください。代行申請や郵送での申請もできます。申請書は高齢介護課または市のホームページにあります。

※申請後、ご自宅へ訪問調査があります。

問い合わせ

高齢介護課

☎84-0644

75歳以上の高齢者のみの世帯を訪問します



地域の民生委員が75歳以上のひとり暮らしの高齢者及び高齢者のみでお住まいの世帯を対象に、見守りや安否確認を目的とした調査を行います。自宅に訪問又は電話にて健康面や生活面等の簡単な質問をしますの

で、ご協力お願いいたします。

訪問期間 9月初旬～11月初旬

※75歳未満の方が同一敷地内にいる方や入院・施設入所している方は対象外です。

問い合わせ

高齢介護課

☎84-0644

年金生活者支援給付金の請求について



年金生活者支援給付金は、消費税率引き上げ分を活用し、公的年金等の収入金額やその他の所得額が一定基準額以下の年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。

給付金の受け取りには請求書の提出が必要です。案内や事務手続きは、日本年金機構（年金事務所）が実施

します。

◇対象者（次の要件を満たしている方）

・老齢基礎年金を受給している方
・65歳以上の方
・世帯全員の市町村民税が非課税の方

・前年の年金収入額とその他の所得額の合計が881,200円以下の方

◇障害基礎年金・遺族基礎年金を受給している方

・前年の所得額が4,721,000円以下の方（※扶養親族の人数によって変わります。）

請求手続き

◇令和3年4月1日以前から年金を受給している方

新たに対象となる方には、日本年金機構から請求手続きのご案内が8月下旬頃から順次届きます。同封のががき（年金生活者支援給付金請求書）を記入し、返送してください。

◇令和3年4月2日以降に年金を請求する方

年金の請求と併せて年金事務所または市役所で請求手続きをしてください。

問い合わせ

給付金専用ダイヤル（ナビダイヤル）

☎0570-0514092

65歳以上の高齢者世帯に昼食を配達します



次の要件に該当される世帯に、昼食を配達いたします。減塩食や糖尿

対象者

安否確認と栄養改善が必要な65歳以上の高齢者のみの世帯で、介助なしでは外出できず、買い物又は調理が困難であり、親族等の協力が得られない方

利用料（1食当たり）

普通食400円、特別食550円

申請方法

高齢介護課へ申請書を提出してください。代行申請や郵送での申請もできます。申請書は高齢介護課または市のホームページにあります。

※申請後、ご自宅へ訪問調査があります。

問い合わせ

高齢介護課

☎84-0644